

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(2) 全庁的な使用料・手数料の見直しについて

資 料 全庁的な使用料・手数料の見直しについて

- 参考資料 1 使用料・手数料の設定基準
（平成26年7月策定・令和元年11月改定）
- 参考資料 2 一般会計における使用料・手数料に係る
消費税率引上げへの対応
（令和元年11月策定）

令和4年7月28日

財 政 局

1 これまでの経過等

(1) 全庁的な使用料・手数料の見直しについて

- 平成 26 年 7 月に、施設・サービスを利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から「使用料・手数料の設定基準」（以下、「設定基準」）を策定
- 平成 29 年 4 月に、設定基準の考え方にに基づき、全庁的な使用料・手数料の見直しを実施（条例改正議案について、平成 28 年第 3 回市議会定例会に上程）
- 設定基準においては、概ね 4 年ごとに、原価計算に基づく使用料・手数料の見直しを行うこととしており、本来であれば、令和 3 年 4 月に見直しを予定
- 令和 2 年 7 月に、新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響を踏まえ、「1 年以上の延期」をすることとし、総務委員会に報告
- 令和 3 年 7 月に、令和 4 年 4 月の見直しを実施しないことについて、全議員に情報提供

■図表 1 平成 29 年 4 月の見直しにより改定した使用料・手数料

【使用料】		【手数料】			
1	とどろきアリーナ	1.1 倍の値上げ	1	ごみの処理 (事業系一般廃棄物処理)	1.25 倍の値上げ
2	スポーツセンター	1.1 倍の値上げ	2	し尿の処理	1.5 倍の値上げ
3	石川記念武道館	1.1 倍の値上げ	3	浄化槽等の清掃	1.5 倍の値上げ
4	生活文化会館	0.8 倍の値下げ	4	汚泥の処理	1.5 倍の値上げ
5	余熱利用市民施設	1.1 倍の値上げ	5	犬、猫等の死体の処理	1.5 倍の値上げ
6	教育文化会館・市民館等	1.1 倍の値上げ	6	可燃性固形物の処理 (産業廃棄物処理)	1.5 倍の値上げ
			7	不燃性固形物の処理 (産業廃棄物処理)	1.5 倍の値上げ
			8	建築計画概要書の写しの交付	新規

(2) 使用料・手数料に係る消費税の扱いについて

- 消費税については、これまで、消費税法上の特例が設けられている一般会計においては、施設利用者等への配慮などから、公の施設の使用料等に、消費税の負担の転嫁を行っていない
- この対応は、施設やサービスを利用しない市民が、施設利用者等が負担すべき消費税の負担を「市税」により負ってきたことを意味しており、受益と負担の適正化が図られていない状況
- 令和元年 11 月に、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」を策定し、一般会計においても、「消費税の負担」を施設利用者等に適切に転嫁することとし、総務委員会に報告

2 現在の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和され、通常に近い社会経済活動の再開を図っている
- 使用料・手数料の原価については、前回の見直しから 5 年以上経過し、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動等により変わってきている
- 令和元年 10 月の消費税率引上げにあわせた消費税相当分の料金引上げがこれまで行われていないため、施設やサービスを利用しない市民が、施設利用者等が負担すべき消費税の負担を、「市税」により負っている

◇利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、見直しを実施
◇見直しの時期にあわせて、更なる「受益と負担の適正化」として、消費税率引上げによる負担を転嫁

3 見直しに向けた取組

(1) 見直しのポイント

ア 本体価格の見直し

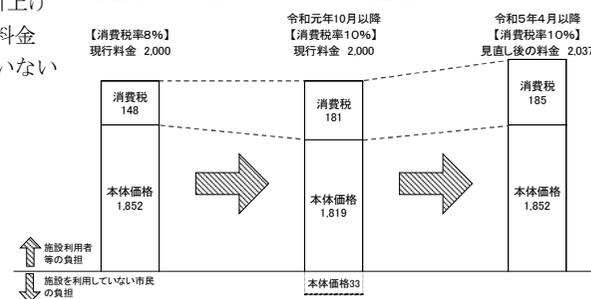
- 原価の算定に当たっては、直近年度の決算を採用することが望ましい
- 令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症の影響による利用休止等がある

◇新型コロナウイルス感染症の影響がない平成 30 年度を最終年度とする平成 27~30 年度の決算額（税抜）をベースとした原価計算に基づき、本体価格の見直しを行う

イ 消費税の負担の転嫁

- 令和元年 10 月の消費税率引上げにあわせた消費税相当分の料金引上げがこれまで行われていない

■図表 2 消費税率引上げ分の負担転嫁のイメージ



◇本体価格に対して、消費税率 10% を乗じることで、消費税の負担の転嫁を行う

(2) 見直しの方法

ア 標準的受益者負担割合と大きな乖離がある使用料・手数料の改定

- ・「(1)・ア」の原価計算に基づき算出した使用料・手数料の受益者負担割合と、標準的受益者負担割合を比較し(別紙1・手数料は標準的受益者負担割合100%)、その結果、大きな乖離がある使用料・手数料については改定を行う(図表3)
- ・この場合において、現在の受益者負担割合の算定の対象としている収入や支出は年度ごとに一定幅の変動が見込まれるため、現在の受益者負担割合が、標準的受益者負担割合と概ね同程度(±2割以内)になっている等の場合には、現行の料金を据え置く

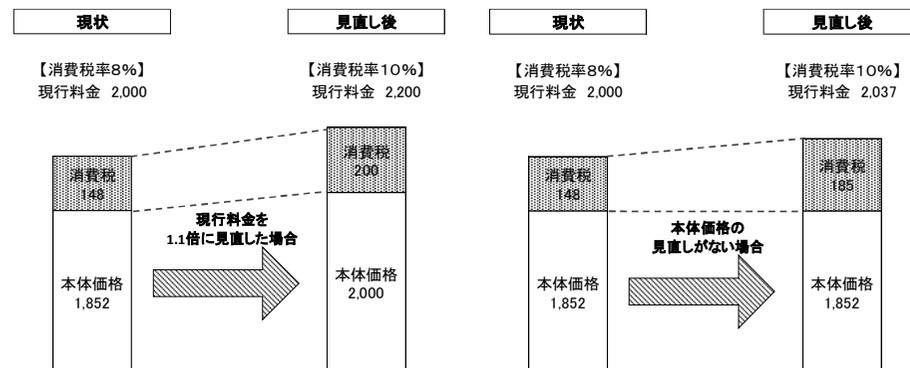
◇原則、現在の受益者負担割合が、標準的受益者負担割合から±2割超の乖離がある使用料・手数料の改定を行う

イ 消費税の負担の転嫁による使用料・手数料の改定

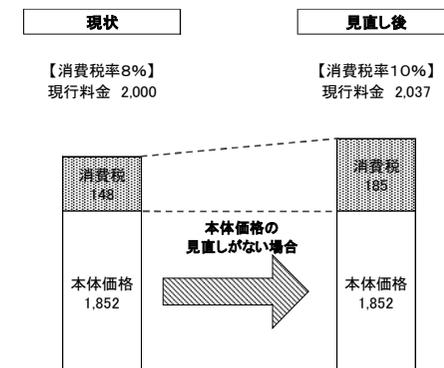
- ・消費税法上の課税取引については、消費税率10%の消費税相当分が含まれる
- ・「(1)・イ」のとおり、一般会計における使用料・手数料については、令和元年10月の消費税率の引上げにあわせた消費税相当分の料金引上げがこれまで行われていない

◇消費税の課税取引の使用料・手数料については、消費税率8%時の本体価格に対し消費税率10%を乗じ、消費税の負担の転嫁による改定を行う(図表4)

■図表3 使用料・手数料の改定のイメージ



■図表4 消費税率引上げ分の負担の転嫁イメージ



(3) 見直し後の料金設定

- ◇受益者負担割合が、標準的受益者負担割合程度になるよう改定((2)・アの場合)
 - ◇現行料金の110/108((2)・イの場合)
 - ◇手数料については、設定基準のとおり改定前の料金の1.5倍を超えない額とする
 - ◇使用料については、公の施設が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置されているものであることから、受益者負担の適正化を図る一方で、使用料の増による利用者の減など、利用者への影響を考慮する必要があることから改定前の使用料の1.1倍を超えない額とする
- ※現行料金が1円単位であるものについては1円単位で、10円単位以上であるものについては10円単位で改定(10円未満切捨て)
- ※周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡を図るなど、調整が必要な場合には改定額を調整

4 料金改定を行う使用料・手数料(別紙2)

(1) 標準的受益者負担割合との乖離が大きく改定する使用料・手数料

- ① 使用料：5件 ② 手数料：5件

(2) 消費税の負担の転嫁により改定する使用料・手数料 ※(1)分を除く。

- ① 使用料：30件 ② 手数料：4件

※国や県、周辺自治体との協定等により料金設定しているものについては、協議等を進め、必要に応じて速やかに改定を行う

5 今後の主なスケジュール

- ・令和4年7月28日 総務委員会
- ・令和4年9月 条例改正議案提出
- ・令和4年10月～ 議案成立以降、所管局区において周知・広報を実施
- ・令和5年4月 条例施行①
- ・令和5年7月 条例施行②(駆け込み対応等が必要な粗大ごみ処理手数料)

6 継続した見直しの取組

- ・受益と負担の適正化に向けて、原価計算による状況把握を行いながら、継続的にコストの削減や施設利用者数の増加に取り組み、諸条件を勘案しながら概ね4年に1回の改定を行う

公の施設の標準的受益者負担割合

公の施設(広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設)の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、市場性(縦軸)及び公共関与の必要性(横軸)により9区分の標準的受益者負担割合(0~100%)を設定 (単位:%)

		市場的(民間同種・類似施設 多)						
		I	受益者負担割合	II	受益者負担割合	III	受益者負担割合	
基礎的 (公共関与の必要性 大)	C	C I 50%程度		C II 75%程度 文化・芸術施設 藤子・F・不二雄ミュージアム コンベンション施設 コンベンションホール	70.0 77.8	C III 100% 余暇施設等 生田緑地ゴルフ場 多摩川緑地バーベキュー場 釣池 霊園等 霊園・霊堂 斎苑(斎場業務) 自転車等駐車場 自転車等駐車場 インキュベーション施設 かわさき新産業創造センター	121.5 102.7 83.4 98.0 63.7 97.7 89.8	C
	B	B I 25%程度		B II 50%程度 運動施設 公園内運動施設 多摩川緑地パークボール場 とどろきアリーナ スポーツセンター 石川記念武道館 余熱利用市民施設 スポーツ・文化総合センター	28.7 25.7 27.8 21.0 21.0 24.0 23.2 23.3 24.0 21.8 22.9 25.0 24.3 見直し 21.2	B III 75%程度		B
	A	A I 0%		A II 25%程度 文化・芸術施設 日本民家園 青少年科学館 岡本太郎美術館 川崎シンフォニーホール 野外音楽堂 アートセンター	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 見直し 21.9	A III 50%程度		A
		I		II		III		
		非市場的(民間同種・類似施設 少)						

(注)表中の受益者負担割合は平成27~30年度決算の平均値
 ・前回見直した、生活文化会館、教育文化会館・市民館等、とどろきアリーナ、スポーツセンター、石川記念武道館、余熱利用市民施設については、見直し後の料金を考慮した決算としている。
 ・スポーツ・文化総合センターについては、供用開始後の平成29・30年度の決算としている。
 ・コンベンションホールについては、供用開始後の平成30年度の決算としている。

改定する使用料・手数料

1 標準的受益者負担割合との乖離が大きく改定する使用料・手数料

【使用料】

【単位：千円】

NO.	名称	標準的受益者負担		所管局	平成27-30年度決算の平均			改定内容 (1.1倍を超えない範囲)
		区分	割合		支出 (税抜)	収入 (税抜)	受益者 負担割合	
1	日本民家園	A II	25%	教育委員会	158,304	28,451	18.1%	値上げ
2	野外音楽堂	A II	25%	建設緑政局	266	80	32.2%	値下げ
3	八ヶ岳少年自然の家	B I	25%	教育委員会	85,193	9,578	12.1%	値上げ
4	スポーツセンター	B II	50%	市民文化局	586,334	199,479	34.0%	値上げ
5	石川記念武道館	B II	50%	市民文化局	18,864	4,674	24.8%	値上げ

現行条例の主な使用料	同種・類似の使用料
・入園料(一般):500円 ・入園料(高校生以上):300円	【三溪園】 ・入園料(高校生以上):700円 【江戸東京たてもの園】 ・入園料(一般):400円
・野外音楽堂(1回4時間):7,800円	【代々木公園】 ・野外ステージ(1回4時間):15,800円
・宿泊利用料(小学生)(1人1泊):300円 ・宿泊利用料(中学生)(1人1泊):400円	【多摩市立八ヶ岳少年自然の家】 ・宿泊利用料(小・中学生)(1人1泊):610円 【調布市八ヶ岳少年自然の家】 ・宿泊利用料(小・中学生)(1人1泊):300円
・大体育室(平日・全日・入場料無):31,240円 ・トレーニング室(18歳以上・学生除く)3時間まで220円	【横浜市港北スポーツセンター】 ・第1体育室(平日・全日・入場料無):20,000円 ・トレーニング室(高校生以上)3時間まで300円 【大森スポーツセンター】 ・競技場(平日・全日・入場料無):64,800円 ・トレーニング室(15歳以上)2時間まで330円
・柔道場、剣道場専用利用料(平日・全日):8,250円 ・個人利用料(小学生以上18歳未満及び学生)3時間まで110円	【横浜武道館】 ・武道場専用利用料(練習・平日・全日):9,350円 ・個人利用料(中学生以下)2時間まで330円 【千葉市武道館】 ・柔道・剣道・弓道専用利用料(平日・全日):8,830円 ・個人利用料(中・高校生)2時間まで100円

【手数料】

【単位：千円】

NO.	名称	標準的受益者 負担割合	所管局	平成27-30年度決算の平均			改定内容 (1.5倍を超えない範囲)
				支出 (税抜)	収入 (税抜)	受益者 負担割合	
1	粗大ごみの処理	100%	環境局	758,307	404,478	53.4%	値上げ
2	し尿の処理	100%	環境局	107,650	42,715	39.7%	値上げ
3	浄化槽等の清掃	100%	環境局	268,034	58,415	21.8%	値上げ
4	汚泥の処理	100%	環境局	206,601	29,169	14.1%	値上げ
5	不燃性固形物の処理	100%	環境局	93,237	54,966	55.4%	値上げ

現行条例の主な手数料	同種・類似の手数料
・30cm以上50cm未満:200円 ・50cm以上180cm未満・180cm以上幅で10cm未満:500円 ・180cm以上で幅10cm以上:1,000円 (参考)布団、いすなどの主要15品目の平均:427円	【政令市平均】 (参考)布団、いすなどの主要15品目の平均:509円
・1回に収集したし尿180Lまで3,000円 (180Lを超える場合には90Lまでごとに1,500円)	【横浜市】 ・1基当たり3,000円 【政令市平均】 ・4,788円
・浄化槽容積1.5m ³ まで6,450円 (1.5m ³ を超えるものについては1m ³ までごとに3,150円)	【相模原市】 ・浄化槽容積1.5m ³ まで12,180円 【政令市平均】 ・22,380円
・合併浄化槽1m ³ までごとに2,100円 ・汚水排水槽1m ³ までごとに2,550円	【政令市平均(本市推計)】 ・合併浄化槽1m ³ までごとに7,273円 ・汚水排水槽1m ³ までごとに8,840円
・7.5円/kg	【横浜市】 ・13円/kg(安定型産業廃棄物) 【政令市平均】 ・22円/kg

※標準的な受益者負担割合と現状で大きな乖離がある場合でも、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の定めがあるもの等については、大きな乖離を理由とした改定を行わない。

※前回見直した、使用料NO.4・5、手数料No.2～5については見直し後の使用料・手数料を考慮した受益者負担割合となっている。

※利用料金制を採っている指定管理者制度導入施設については、条例等に定める上限額の改定を行う。利用料金については市との協議を経て指定管理者が設定する。

2 消費税の負担の転嫁により改定する使用料・手数料(現行料金の110/108)

【使用料】

NO.	名称 (現行条例の主な使用料)	所管局
1	青少年科学館 (模写・模造:1,000円)	教育委員会
2	岡本太郎美術館 (模写・模造:1,000円)	市民文化局
3	川崎シンフォニーホール (音楽ホール(平日・全日):1,120,000円)	市民文化局
4	アートセンター (小劇場(平日・全日):70,000円)	市民文化局
5	生活文化会館 (ホール(全日):17,600円)	経済労働局
6	港湾振興会館 (ビーチバレー場(1面・1回1時間):600円)	港湾局
7	産業振興会館 (ホール(全日):30,000円)	経済労働局
8	教育文化会館・市民館等 (多摩市民館大ホール(午前):7,260円)	教育委員会
9	総合福祉センター (ホール(全日):39,600円)	健康福祉局
10	男女共同参画センター (会議室(平日・午前):1,700円)	市民文化局

NO.	名称 (現行条例の主な使用料)	所管局
11	平和館 (第1会議室(平日・午前):700円)	市民文化局
12	市民プラザ (ホール(平日・午前):9,500円)	市民文化局
13	国際交流センター (ホール(平日・午前):3,700円)	市民文化局
14	大山街道ふるさと館 (イベントホール(平日・午前):1,900円)	市民文化局
15	東海道のかわさき宿交流館 (第1集会室(平日・午前):1,200円)	市民文化局
16	青少年の家 (宿泊利用料(高等学校に在学する者) (1泊):800円)	教育委員会
17	公園内運動施設 (陸上競技場(専用)(1箇所・1回4時間): 26,000円)	建設緑政局
18	とどろきアリーナ (メインアリーナ(アマ・平日・全日・入場料 無):69,300円)	市民文化局
19	スポーツ・文化総合センター (大体育室(アマ・平日・全日・入場料 無):41,000円)	市民文化局
20	余熱利用市民施設 (大会議室(全日):9,350円)	環境局

【手数料】

NO.	名称 (現行条例の主な使用料)	所管局
21	藤子・F・不二雄ミュージアム (入館料(大人):1,000円)	市民文化局
22	コンベンションホール (ホールA一般利用(午前):94,370円)	経済労働局
23	釣池 (釣池利用料(15歳以上):750円)	建設緑政局
24	霊園・霊堂 (霊堂使用料:32,000円/体)	建設緑政局
25	かわさき新産業創造センター (新事業事務室(15㎡以上)1月1㎡まで ごとに3,500円)	経済労働局
26	地域交流センター (ホール(かわさき)(午前):4,500円)	健康福祉局
27	公園内行為使用料 (行商(1日):1,000円)	建設緑政局
28	港湾環境整備施設 (行商(1日):1,000円)	港湾局
29	水域占用料及び土砂採取料 (水域占用料(係留施設等)1月1㎡まで ごとに47円)	港湾局
30	学校開放使用料 (土橋小・多目的ホール(全日):11,220円)	教育委員会

NO.	名称 (現行条例の主な手数料)	所管局
1	衛生試験検査 (検査(ウイルス・複雑なもの):13,000円/件)	健康福祉局
2	緑ヶ丘霊園公園墓地管理 (一般墓所管理料:700円/㎡)	建設緑政局
3	早野聖地公園墓地管理 (一般墓所管理料:700円/㎡)	建設緑政局
4	有縁合葬型墓所管理 (合葬型墓所管理料:30,000円/体)	建設緑政局

※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の定めがあるもの等については改定を行わない。

※利用料金制を採っている指定管理者制度導入施設については、条例等に定める上限額の改定を行う。利用料金については市との協議を経て指定管理者が設定する。

※NO.28の港湾環境整備施設以外の港湾に係る使用料等については、東京港、横浜港と統一料金を採用している使用料もあることから、他港の動向を踏まえて改定する。

使用料・手数料の設定基準

令和元年 11 月改定
川 崎 市

【目次】

1	「受益と負担の適正化」の基本的な考え方	1
2	基準の必要性	2
3	使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出	3
4	受益者負担と公費負担の割合	5
5	具体的な使用料・手数料の設定	7
6	使用料・手数料の減免措置	9
7	民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡	10
8	改定・新規設定に係る経過措置	10
9	市外料金の設定	11
10	利用料金制施設	11
11	継続した見直しの取組	11

1 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

市が提供している公の施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、スポーツ施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

市が提供する公共サービスのコストは基本的に、市民の皆様が「納税」という形で負担をしていますが、公の施設の利用や、証明書の交付、営業許可手続きなどについては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、使用料・手数料という形で、その費用の一部を利用者の皆様に負担していただいています。

こうした使用料・手数料の額はこれまで、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、施設の新設や改築、行政サービスの内容の変更の際に、行財政改革の「受益と負担の適正化」の取組の中で個別に検討し、設定してきましたが、近年、指定管理者制度の導入、行政サービスへの民間部門の活用範囲の拡大、OA化の進展などによるコストの減や、電気代や燃料費などの増嵩、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）率の引上げによるコストの増などの動きが生じています。

こうしたことから、行政サービスのコストについて、改めて市民の皆様にお示しするとともに、継続したコストの縮減努力を前提としつつ使用料・手数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要があります。

2 基準の必要性

使用料・手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担（公共関与の必要性）や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定する必要があります。

また、公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

こうしたことから、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料・手数料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」を策定するものです。

3 使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出

(1) 対象経費

公の施設の維持管理・運営や証明書の交付などの行政サービスに係る経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費などの「ランニングコスト」と、施設の建設やシステム導入などの「イニシャルコスト」（建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む。）があります。

【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
	行政サービスの提供に係る経費	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費（大規模修繕（1,000万円以上）を除く）、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設運営に係る物件費等
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

※次のような経費は原価算定の対象外とします。

- ア 通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、特定の個人の便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収すべき経費
- イ 災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(2) 算出

ア 算出の単位

原価の算出の単位は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算出することとします。これは、例えば公の施設内の会議室やホールなどの個々の設備は多種多様であり、それぞれの設備ごとに原価計算を行うことは、人件費や光熱水費の算定が非常に困難であることによるものです。

イ ランニングコスト

ランニングコストの算出は、原価算定対象経費の決算額を基本とし、改定後の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増などは原価に適切に反映することとします。

ウ イニシャルコスト

イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額及び公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。

また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、システムの運用予定年数で除した額とします。

なお、原価の算定にあたっては、適切に利用者負担を求める観点から、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。

4 受益者負担と公費負担の割合

(1) 公の施設の使用料

施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、次のような要素をもとに「標準的な負担割合」を決定します。

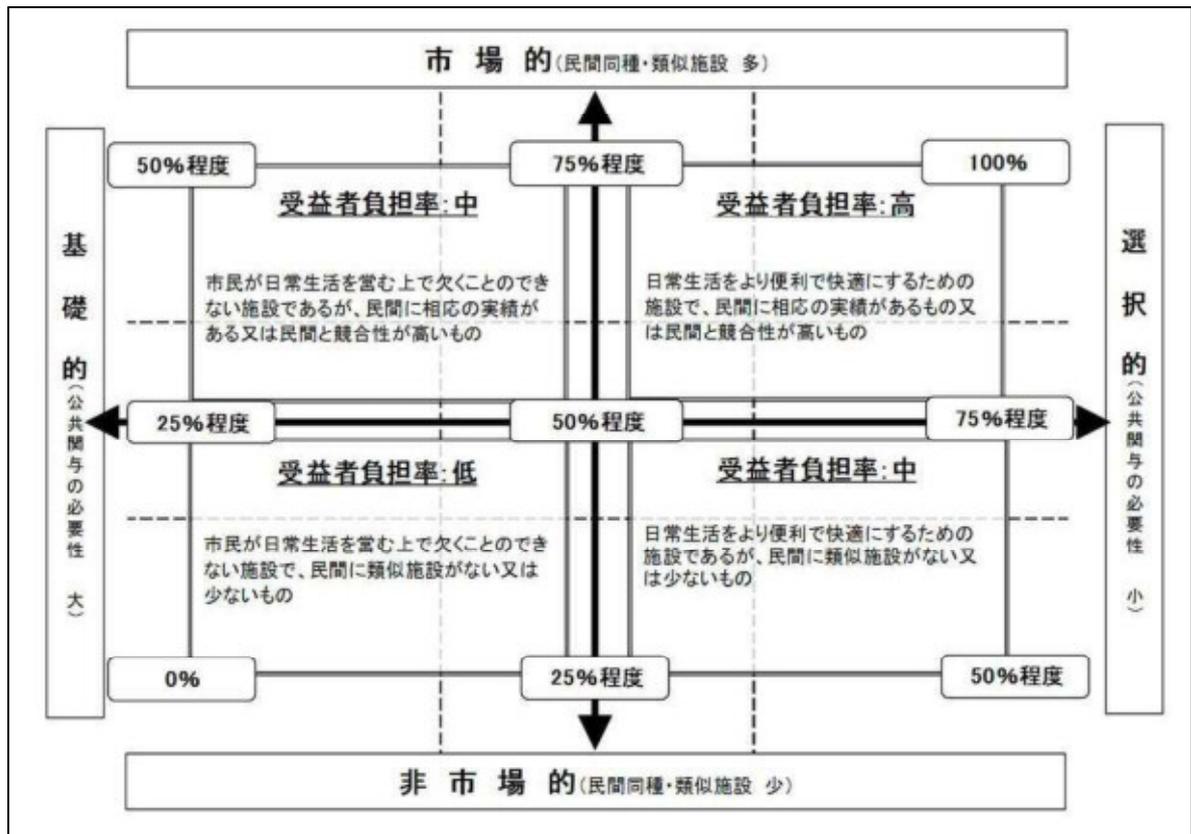
ア 基礎的・選択的・・・公共関与の必要性

- ・「基礎的」・・・日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービスであり、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービス
- ・「選択的」・・・そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

イ 市場的・非市場的・・・収益性

- ・「市場的」・・・民間においても同種・類似のサービスが提供されるもの
- ・「非市場的」・・・民間においては同種・類似のサービスが提供されにくく、主として行政が提供するもの

【標準的な受益者負担の考え方】



公共関与の必要性や収益性は、複数の性質を持つ施設であっても、公の施設の中の会議室、ホール、運動場といった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本とします。

※ 公の施設の性質から「受益者負担 0%」となる施設であっても、特定の個人の便益に要した経費として原価算定の対象外とした経費については、受益者負担を適切に求めることとします。(3 ページ参照)

(2) 行政サービスの手数料

手数料については、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者（申請者）の負担とします。

5 具体的な使用料・手数料の設定

(1) 原価算定・受益者負担の使用料・手数料への反映

原価とその受益者負担の割合は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算定していますが、使用料・手数料の体系への具体的な反映にあたっては、受益者負担とした原価分全額をその体系の中で適切に転嫁することとします。

算定例は次のようなケースが考えられますが、それぞれ状況が異なることから、公の施設ごと、行政サービスごとに検討します。

なお、減免措置に係る使用料・手数料の減分については、減免措置を行わなかったものとして算定します。

【算定方法の例】

ア 博物館や美術館、プール等、利用者数が明らかであり、1人当りの使用料が算定できる場合

1人当りの使用料：原価×受益者負担割合÷利用者数

※ 利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合には、原価分全額が使用料の総額に適切に転嫁できていることが基本とします。

※ 利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれます。

イ 市民館等の会議室やホール等、貸室の利用の場合

1室当りの使用料：

原価×受益者負担割合（受益者負担とした原価分）

÷貸室全体面積÷年間開館時間＝1㎡当りの使用料

1㎡当りの使用料×利用面積×利用時間

※ 使用料の総額と受益者負担とした原価分とが一致することを基本として、貸室の性質（会議室・ホール・音楽室・視聴覚室・調理室など）や利用時間帯、利用率により、それぞれの貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。

(2) 別の基準がすでに設定されている使用料・手数料

次のような場合には、それぞれ定められた基準にしたがって使用料・手数料を設定することとします。

ア 法令等により、公の施設や行政サービスの使用料・手数料の基準が定められている場合

イ 国や県、周辺自治体との協定等により、同種の公の施設や行政サービスの使用料・手数料の算定方法や受益者負担の割合が定められている場合

【例 1】 公営住宅、障害者（児）通所施設、高等学校などの使用料

【例 2】 手数料等の標準に関する政令に規定されている手数料

※ 上記の例 1・例 2 は、法令等の規定等により、使用料・手数料設定にあたって本市に裁量の余地がないものを指しています。したがって、「近傍同種施設の使用料」、「類似の行政サービス」という理由は該当しません。

※ 消費税率の引上げについては、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」に基づき、適切に転嫁します。

【計算式】（上記 5 (1) アで課税取引の場合）

1 人当たりの使用料：（原価×受益者負担割合÷利用者数）×消費税率

消費税は、利用する方が市に対して支払う使用料・手数料に含まれております（A）。使用料・手数料算定の原価にも含まれています（B）。民間企業等であれば、この A－B の消費税を納税することとなりますが、消費税法の規定により、一般会計においては、この A と B は同額であるとみなされ、納税する消費税額は無いものとなります。

したがって、使用料・手数料に消費税相当額を上乗せしない場合、原価分に係る消費税相当額のみとなることから、使用料・手数料に消費税率を乗じることとなります。

6 使用料・手数料の減免措置

使用料・手数料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱を行っているところです。

減免措置は、あくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなりますので、減免の取扱が際限なく広がることがないように、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行うこととします。

【現行の減免措置の設定例】

市 民 館	<p>●市民館使用規則</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。</p> <p>(4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。</p>
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	<p>●スポーツセンター条例施行規則</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 条例第14条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>(3) 市内に居住する障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。)が個人利用する場合 利用料金の全額</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>
手 数 料	<p>●手数料条例</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの請求によるとき。</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者からの請求によるとき。</p> <p>(3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p>

7 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

8 改定・新規設定に係る経過措置

使用料・手数料の改定にあたって、次のような場合には経過措置により改定額を調整することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします。

なお、経過措置により調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、原価算定対象経費の縮減努力を継続した上で、それでもなお必要な場合には使用料・手数料を段階的に引き上げるなど、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

【経過措置の内容】

	基準
(1) 改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合	改定前の使用料・手数料の1.5倍を超えない額
(2) 民間の類似事業や近傍自治体の同種・類似の施設・行政サービスの使用料・手数料を大幅に上回る場合	基準に基づく使用料・手数料の額の1/2を下回らない額

9 市外料金の設定

公の施設は、主に市税により建設及び維持管理が行われています。設定基準における使用料・手数料の算定は、市内在住者を基本に設定しています。しかしながら、市外在住者の利用を想定している施設も設置しているため、市外在住者に対する使用料の設定も必要となります。このことから、施設の性質等により、市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができるものとします。

10 利用料金制施設

公の施設のうち、指定管理者制度による利用料金制を採っている施設について、この基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額となります。

なお、既に指定管理者と協定を締結している施設については、条例等に定める上限額の見直しとともに、利用料金の設定について見直しを行う必要があります。

それにあたっては、指定管理者制度は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）のものであることを踏まえ、指定管理料は原価算定と受益者負担割合によって算定された公費負担相当額、条例等の規定に基づく減免措置分及び使用料の改定に伴う経過措置分の合計額であることを前提として条例等で使用料の上限額を設定する必要があります。

11 継続した見直しの取組

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変動していきます。

使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、「受益と負担の適正化」の観点から継続した見直しが必要です。

したがって、原価算定については適宜行うこととし、使用料・手数料の改定を含めた見直しについては、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね 4 年ごとに検討していくこととします。

一般会計における使用料・手数料に係る
消費税率引上げへの対応

令和元年 11 月
川 崎 市

1 策定の考え方

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。原則として、全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象となり、課税される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することとされています。

地方公共団体の活動であっても、公の施設の維持管理・運営や行政サービスなど、資産の譲渡等に該当する場合は、原則として民間事業者と同様に消費税の課税対象となります。ただし、地方公共団体の行う事業は、営利を目的としたものでなく、税、補助金、会計間の繰入れ等によりその経費を賄っているものが多いという特殊性があることから、一般会計には消費税の申告義務がないなどの、消費税法上の特例が設けられているところです。

これまで、本市では、施設利用者等の方への配慮などから、一般会計において、消費税率引上げのみを理由とした使用料等の料金改定を実施してきませんでした。そのため、本来であれば、施設利用者等の方に御負担いただくべき、消費税率引上げによる実質的な負担の増を、施設を利用していない市民の方も含めて、「市税」で御負担いただいている状況となっています。

しかし、消費税はサービスの受け手が負担することが原則であることや平成 29 年度包括外部監査人の意見などを踏まえ、この度、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」をお示しして、一般会計においても、公の施設に係る使用料等に、消費税率引上げによる負担を適切に転嫁することとします。

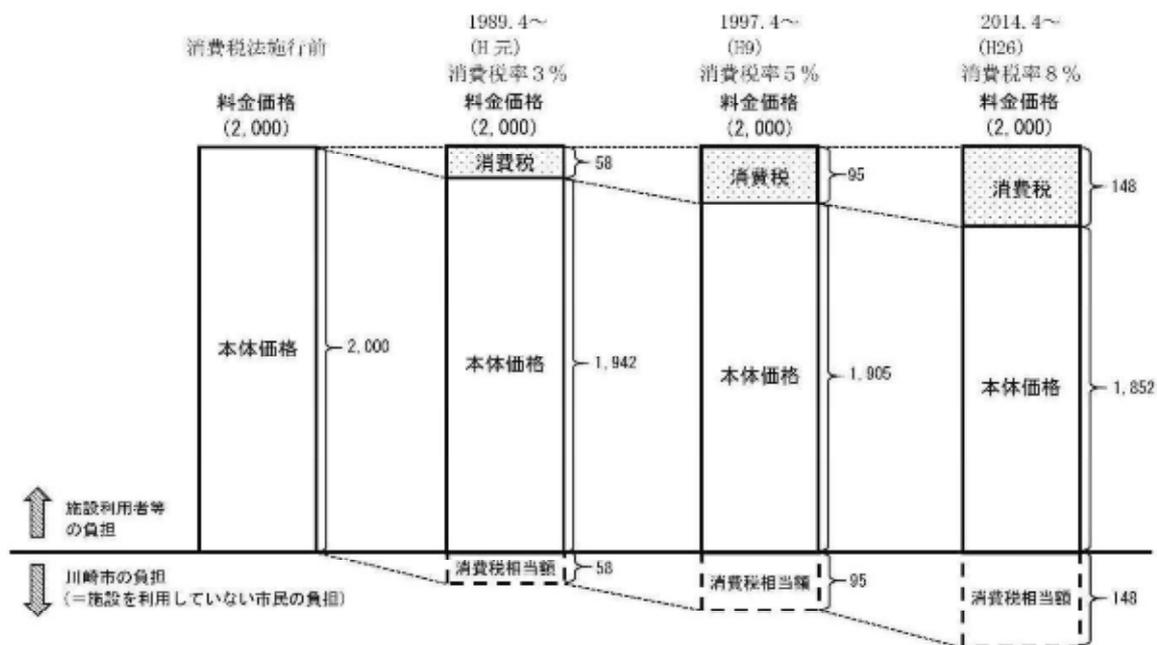
今後とも、受益者負担と公費負担の割合の考え方などを示した「使用料・手数料の設定基準」（平成 26 年 7 月策定）と併せて、さらなる「受益と負担の適正化」を図ってまいります。

2 これまでの対応

これまで、申告義務のある特別会計及び企業会計においては、消費税率の引上げにあわせて、公共料金などに消費税相当額の料金引上げを行ってきました。

一方で、申告義務のない一般会計においては、消費税率の引上げにあわせて、消費税相当額の料金引上げを行わず、公の施設の使用料等に消費税の「負担の転嫁」を行ってきませんでした。

消費税法上の課税取引については、当然に消費税相当分が料金価格に含まれていますので、下図イメージのように、消費税率の引上げの都度、事実上、**本体価格の引下げ**を行ってきたこととなります。



3 課題の所在

本市では、これまで、申告義務のない一般会計の消費税相当額については、公の施設の使用料等に「負担の転嫁」を行ってきませんでした。

このことは、料金価格を据え置くことにより、施設利用者等への配慮という側面があった一方で、施設やサービスを利用しない市民が、施設利用者等が負担すべき消費税の負担を、「市税」により負ってきたことを意味するものであり、**受益と負担の適正化が図られていない状況となっています。**

消費税は、サービスの受け手が負担することが原則であることから、**適切に施設利用者等に、消費税の負担を転嫁する必要があります。**

4 今後の対応

(1) 消費税率引上げに伴う負担の転嫁の実施時期

消費税率引上げに伴う負担の転嫁は、**「使用料・手数料の設定基準」に基づき、おおむね4年ごとの原価計算による本体価格の見直しと併せて、実施すること**とします。

また、平成29年4月に、「使用料・手数料の設定基準」に沿って、本体価格の原価計算に基づく料金価格の見直しを実施しており、次回見直しの時期をおおむね4年ごととお示ししていることなどから、**消費税率10%の引上げによる負担の転嫁を含めた料金改定は、令和3年4月に行うこととします。**

なお、消費税率の引上げ時期に合わせた転嫁は行わないこととなりますが、これは、申告義務がない一般会計において、公の施設の使用料等に、どのように負担を転嫁するかは、地方公共団体の政策判断の部分があることから、

- ・ 増収効果やコスト縮減努力を、適切に原価計算に反映するためには、一定の期間を設ける必要があること
- ・ 頻繁に料金改定することによる、施設利用の煩雑さ、度重なるシステム改修や値段表示看板の書換えなどの諸経費の増嵩を回避する必要があること

などの理由により、おおむね4年ごとの定期的な見直しの中で、負担を転嫁すると判断したものです。

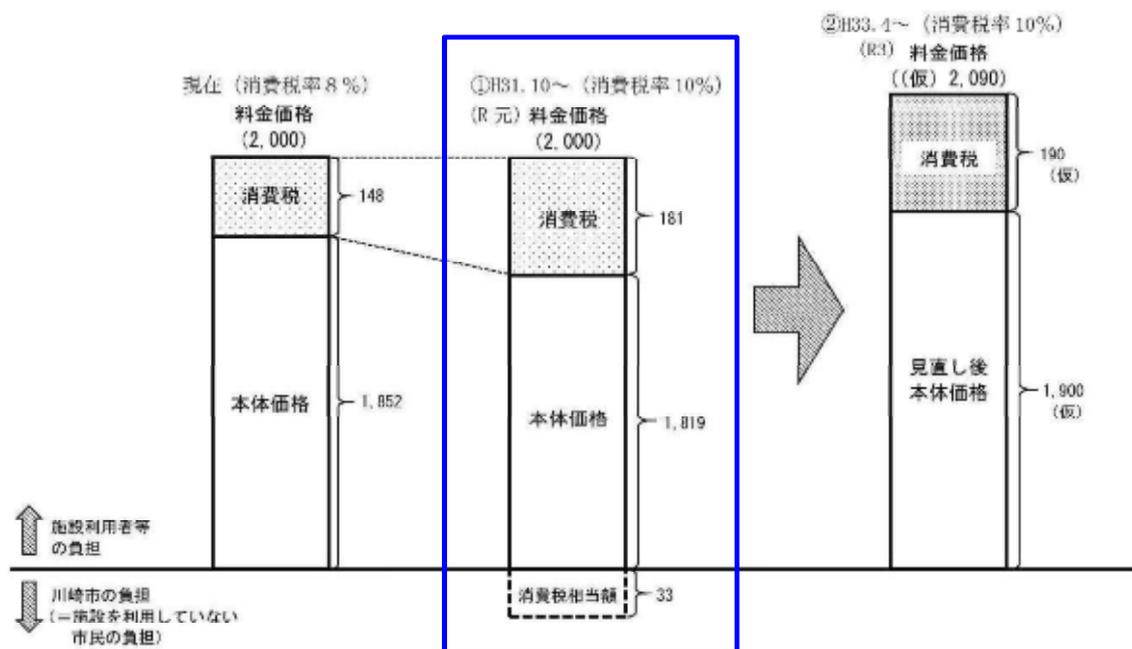
ただし、一般会計の公の施設に係る使用料等は、種類が多岐にわたり、状況も様々であることから、次の場合などは、例外的に、個別に対応することとします。

【個別対応が必要な場合】

- ① 市営住宅使用料など、国の標準政令や基準等が定められている場合
- ② 放置自転車等返還手数料など、受益者負担の考え方になじまない場合
- ③ その他、施設整備の完了など、抜本的な見直しが必要である場合

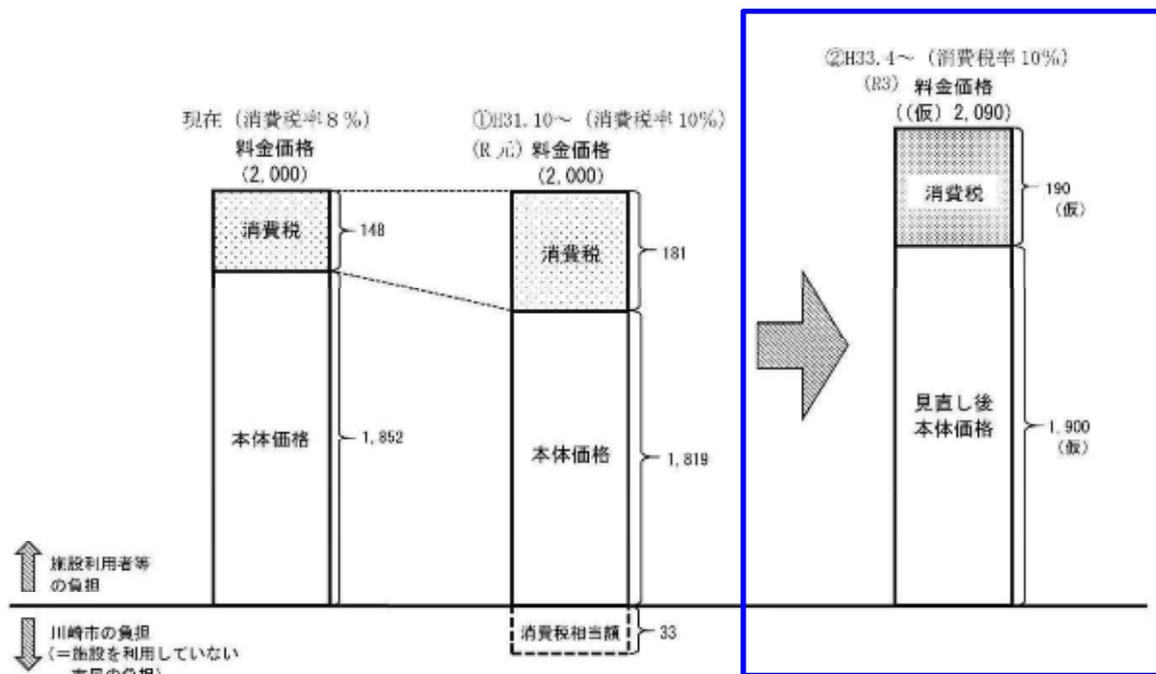
(2) 令和元年10月(消費税率10%引上げ時)から次回見直しまでの対応

消費税率が8%から10%に引き上げられる令和元年10月から、令和3年3月までの間は、下図のとおり、本体価格を引き下げることにより、使用料等の価格を据え置きます。



(3) 令和3年4月に実施予定の次回見直し時の対応

料金改定に際しては、平成27～30年度決算等を踏まえた原価計算に基づき **見直した本体価格に対して、消費税率10%を乗じる** こととします。



【消費税の負担の転嫁による料金改定のイメージ】

< 現在 >

料金価格 2,000 円 (本体価格 1,852 円、消費税額 148 円、消費税率 8%)

< ①令和元年10月～令和3年3月 >

料金価格 2,000 円 (本体価格 1,819 円、消費税額 181 円、消費税率 10%)

本体価格の見直し時期までの間、暫定的に、料金価格を据え置くため、本体価格が引下がる。

< ②令和3年4月～ >

見直し後の本体価格 (仮) 1,900 円 × 1.1 (消費税率 10%) = 2,090 円

(本体価格 1,900 円、消費税額 190 円)

5 その他

(1) 端数の取扱い

消費税は、最終消費者に適切に負担していただく税金であることを踏まえ、消費税率引上げにあたっての公の施設の使用料等の算定は、原則として1円単位とします。

ただし、使用料等を1円単位とすることにより、施設利用者等の利便性が大きく損なわれる場合や、国の指針等により取扱いが示されている場合などには、その実態や料金体系全体を考慮した適切な単位（10円単位や100円単位など）により設定するものとしします。

- ① 金銭收受の煩雑さや所要時間の増によって、窓口待ち時間の増加など施設利用者等の利便性が大きく損なわれる可能性がある場合
- ② 使用料等の収納関連システムや自動販売機等の改修費用が多額となる場合
- ③ 国、他の地方自治体又は民間事業者の同種の使用料等と均衡を図る必要があり、1円単位にすると均衡を失する場合

また、端数調整を行う場合は、原則として、単位未満切捨てとします。

ただし、国の指針等により取扱いが示されている場合や、料金体系全体を考慮して設定する場合など、これにより難しい事情がある場合には、調整できるものとしします。

(2) 経過措置

料金改定の条例施行前に、既に使用料等を徴収している場合には、追徴は行わないこととしします。また、同種の施設の取扱いや指定管理者との協議状況等により、必要に応じて経過措置を設けることができることとしします。